

新旧対照表

(別紙 25)

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 貨物管理</p> <p>第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</p> <p>1 - 2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>書類審査扱い(区分 2)となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信され、税関官署の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に「他所蔵置許可申請確認情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のために提出された関係書類により審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を航空システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。</p> <p>(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)</p> <p>1 - 3 申請者が、航空システムに A W B 情報又は混載業者が発行する運送状（House Air Waybill。以下「H A W B」という。）の情報を登録済みの貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、他所蔵置許可申請を書面で行おうとする場合は、当該申請を行う保税取締部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式 C - 3000 号）を提出し、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入することを求めるものとする。この場合におい</p>	<p>第 2 章 貨物管理</p> <p>第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</p> <p>1 - 2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>書類審査扱い(区分 2)となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信され、税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請確認情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略させて差し支えない。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を航空システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。</p> <p>(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)</p> <p>1 - 3 申請者が、航空システムに A W B 情報又は混載業者が発行する運送状（House Air Waybill。以下「H A W B」という。）の情報を登録済みの貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、他所蔵置許可申請を書面で行おうとする場合は、当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式 C - 3000 号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 4 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、「N A C C S登録情報変更願」を保税取締部門に提出することを求める場合に、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、申請者に対し、この節1 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」を保税取締部門に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>（他所蔵置の許可の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、申請者に対し、この節1 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求める場合に、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとす</p>	<p>において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 4 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p> <p>（他所蔵置の許可の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。 なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1-1の規定により再申請することを求めるものとする。</p>	<p>定により再申請させるものとする。</p>
<p>第2節 見本の一時持出しの許可情報の登録</p> <p>(見本の一時持出しの許可情報の登録)</p> <p>2-1 貨物情報を有する貨物について、見本の一時持出しの許可申請を行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」(税関様式C第3060号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>へ提出することとする。この場合において、当該<u>保税取締部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。</p>	<p>第2節 見本の一時持出しの許可情報の登録</p> <p>(見本の一時持出しの許可情報の登録)</p> <p>2-1 貨物情報を有する貨物について、見本の一時持出しの許可申請を行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」(税関様式C第3060号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>へ提出することにより行わせるものとする。この場合において、当該<u>保税担当部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。</p>
<p>第3節 輸出入貨物の搬出入</p> <p>(輸入貨物の搬出手続)</p> <p>3-4 システム内保税地域等における輸入貨物の搬出手續は、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>搬入確認情報の登録</p> <p>保税運送が行われた貨物(仮陸揚貨物及び他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物のうちULDで運送される貨物は除く。)が、システム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するよう求めるとともに、その結果等必要事項を直ちに航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、この章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>搬出確認情報の登録</p>	<p>第3節 輸出入貨物の搬出入</p> <p>(輸入貨物の搬出手続)</p> <p>3-4 システム内保税地域等における輸入貨物の搬出手續は、次により行わせるものとする。</p> <p>搬入確認情報の登録</p> <p>保税運送が行われた貨物(仮陸揚貨物及び他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物のうちULDで運送される貨物は除く。)が、システム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認させるとともに、その結果等必要事項を直ちに航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、この章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>搬出確認情報の登録</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合（他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物、見本の一時持出許可を受けた貨物及び検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物を除く。）は、倉主等は、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>（輸出貨物の搬出手入手続）</p> <p>3-5 システム内保税地域等における輸出貨物の搬出手入手続は、次により行うものとする。</p> <p>　　搬入確認情報の登録</p> <p>　　輸出しようとする貨物及び積戻ししようとする貨物、航空システムを使用しないで輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物及び仮陸揚貨物（A W Bが発行される貨物に限る。）がシステム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>　　なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>　　搬出確認情報の登録</p> <p>　　システム内保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うことを求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。</p> <p>　　イ 航空会社が貨物を外国貿易機に搭載する場合</p> <p>　　ロ 見本の一時持出許可を受けた貨物又は検査指定を受けた貨物を搬</p>	<p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合（他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物、見本の一時持出許可を受けた貨物及び検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物を除く。）は、倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信させることにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>（輸出貨物の搬出手入手続）</p> <p>3-5 システム内保税地域等における輸出貨物の搬出手入手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>　　搬入確認情報の登録</p> <p>　　輸出しようとする貨物及び積戻ししようとする貨物、航空システムを使用しないで輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物及び仮陸揚貨物（A W Bが発行される貨物に限る。）がシステム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>　　なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>　　搬出確認情報の登録</p> <p>　　システム内保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認させるとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。</p> <p>　　イ 航空会社が貨物を外国貿易機に搭載する場合</p> <p>　　ロ 見本の一時持出許可を受けた貨物又は検査指定を受けた貨物を搬</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>出する場合</p> <p>ハ 航空システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合 なお、この章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>（事故等情報の登録）</p> <p>3-6 システム内保税地域等の倉主等が貨物の搬出入時又は蔵置中等に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは、当該システム内保税地域等を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>に当該事実について、航空システムに特殊貨物コード又は事故コードを入力し、送信することにより直ちに報告することとする。 なお、税關において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な処置を行うものとする。</p>	<p>出する場合</p> <p>ハ 航空システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合 なお、この章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>が登録を行うものとする。</p> <p>（事故等情報の登録）</p> <p>3-6 システム内保税地域等の倉主等が貨物の搬出入時又は蔵置中等に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは、当該システム内保税地域等を管轄する税關官署の<u>保税担当部門</u>に当該事実についてを、航空システムに特殊貨物コード又は事故コードを入力し、送信することにより直ちに報告させるものとする。 なお、税關において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な処置を行うものとする。</p>
<p>第5節 貨物取扱いの許可情報の登録</p> <p>（貨物取扱いの許可情報の登録）</p> <p>5-1 貨物情報を有する貨物について、貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税關様式C第3110号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税關官署の<u>保税取締部門</u>へ提出することとする。この場合において、当該<u>保税取締部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。</p>	<p>第5節 貨物取扱いの許可情報の登録</p> <p>（貨物取扱いの許可情報の登録）</p> <p>5-1 貨物情報を有する貨物について、貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税關様式C第3110号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税關官署の<u>保税担当部門</u>へ提出することにより行わせるものとする。この場合において、当該<u>保税担当部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。</p>
<p>第3章 保税運送</p> <p>第2節 保税運送申告</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p>	<p>第3章 保税運送</p> <p>第2節 保税運送申告</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 - 2 前項の規定により保税運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>書類審査扱いとなった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者に<u>配信される「保税運送申告控情報」を「保税運送申告控」(別紙様式N-241号)として出力し</u>、当該申告控に申告貨物に係るAWB等の写しを添付して、当該申告を行った税関官署の<u>保税取締部門に提出することを求めるものとする</u>。</p> <p>(運送承認)</p> <p>2 - 3 前項(2)の規定により保税運送申告控等の提出を受けた<u>保税取締部門</u>は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより保税運送申告審査終了の登録を行うものとする。</p>	<p>2 - 2 前項の規定により保税運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>書類審査扱いとなった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者に配信される「保税運送申告控情報」を「保税運送申告控」(別紙様式N-241号)として出力させ、当該申告控に申告貨物に係るAWB等の写しを添付して、当該申告を行った税関官署の<u>保税担当部門に提出させるものとする</u>。</p> <p>(運送承認)</p> <p>2 - 3 前項(2)の規定により保税運送申告控等の提出を受けた<u>保税担当部門</u>は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより保税運送申告審査終了の登録を行うものとする。</p>
<h3>第3節 保税運送の到着確認</h3> <p>(保税運送の到着確認)</p> <p>3 - 1 航空システムにより保税運送の承認を受けた貨物が運送先に到着したときの到着確認の手続は、次による。</p> <p>運送先がシステム内保税地域等の場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、第2章第3節3-4(輸入貨物の搬出入手続)の(1)又は3-5(輸出貨物の搬出入手続)の(1)により搬入確認情報の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、同章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税取締部門が登録を行うものとする</u>。</p> <p>その他の場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税關が行</p>	<h3>第3節 保税運送の到着確認</h3> <p>(保税運送の到着確認)</p> <p>3 - 1 航空システムにより保税運送の承認を受けた貨物が運送先に到着したときの到着確認の手続は、次による。</p> <p>運送先がシステム内保税地域等の場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、第2章第3節3-4(輸入貨物の搬出入手続)の(1)又は3-5(輸出貨物の搬出入手続)の(1)により搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、同章第1節1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の<u>保税担当部門が登録を行うものとする</u>。</p> <p>その他の場合</p> <p>貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税關が行</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>う到着確認は、関税法基本通達63-13（運送貨物の到着の確認）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書（到着確認用）」の提出に関しては、同項の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする。</p> <p>また、到着地の保税地域を管轄する税關官署の<u>保税取締部門</u>は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書（到着確認用）」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税關が航空システム対象官署でない場合には、運送申告者は、当該到着地税關において到着確認を受けた上で、発送地税關に提出することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 包括保税運送</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p> <p>4-2 前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>書類審査扱いとなった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者は、配信される「包括保税運送申告控情報」を「包括保税運送申告控」（別紙様式N-270号）として出力し、当該申告を行った税關官署の<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとする。</p> <p>（運送承認）</p> <p>4-3 前項(2)の規定により包括保税運送申告控の提出を受けた<u>保税取締部門</u>は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに包括保税運送承認番号等必要な事項を入力し、送信することにより包括保税運送申告審査終了の登録を行うものとする。</p>	<p>う到着確認は、関税法基本通達63-13（運送貨物の到着の確認）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書（到着確認用）」の提出に関しては、同項の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする。</p> <p>また、到着地の保税地域を管轄する税關官署の<u>保税担当部門</u>は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書（到着確認用）」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税關が航空システム対象官署でない場合には、運送申告者に、当該到着地税關において到着確認を受けた上で、発送地税關に提出させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 包括保税運送</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p> <p>4-2 前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>書類審査扱いとなった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者に配信される「包括保税運送申告控情報」を「包括保税運送申告控」（別紙様式N-270号）として出力させ、当該申告を行った税關官署の<u>保税担当部門</u>に提出させるものとする。</p> <p>（運送承認）</p> <p>4-3 前項(2)の規定により包括保税運送申告控の提出を受けた<u>保税担当部門</u>は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに包括保税運送承認番号等必要な事項を入力し、送信することにより包括保税運送申告審査終了の登録を行うものとする。</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の輸入申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となつた輸入申告については、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な関係書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸入申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分 2)又は検査扱い(区分 3、区分 4 又は区分 9)となつた輸入申告については、当該輸入申告控情報を「輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」(別紙様式 N - 131 号)(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸入許可通知書(別紙様式 N - 321 号)(以下「輸入申告控」という。)として出力し、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通關担当部門(以下本節において「通關担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。</p> <p>ただしあらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達 68 - 3 - 2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報(簡易申告扱い(区分 1)となつた輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて 1 枚(1 枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月 5 日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び関係書類等については、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p>提出書類</p> <p>輸入申告控の提出部数は、次表のとおりとする。</p>	<p>第 5 章 輸入通關關係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の輸入申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通關業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となつた輸入申告については、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な関係書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸入申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分 2)又は検査扱い(区分 3、区分 4 又は区分 9)となつた輸入申告については、当該輸入申告控情報を「輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」(別紙様式 N - 131 号)(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸入許可通知書(別紙様式 N - 321 号)(以下「輸入申告控」という。)として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税關官署の通關担当部門(以下本節において「通關担当部門」という。)に提出させるものとする。</p> <p>ただしあらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達 68 - 3 - 2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報(簡易申告扱い(区分 1)となつた輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて 1 枚(1 枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月 5 日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び関係書類等については、この限りでない。</p> <p>(同左)</p> <p>提出書類</p> <p>輸入申告控の提出部数は、次表のとおりとする。</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数	区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
及び（省略）						及び（同左）					
減免税品の場合で、 <u>減免税品の確認を担当する部門に通知を必要とするもの</u>	(注 1)	(注 2)		(注 1)	0~3	減免税品の場合で、 <u>保税部門に通知を必要とするもの</u>	(注 1)	(注 2)		(注 1)	0~3
（省略）						（同左）					
(注 1) 区分 1(簡易審査扱い)の場合は不要											
(注 2) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 円以上の税額を軽減し、又は免除する場合											
なお、石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条（石油石炭税の特例納付）の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。											
（省略）											
(注 1) 区分 1(簡易審査扱い)の場合は不要											
(注 2) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 円以上の税額を軽減し、又は免除する場合											
なお、石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条（石油石炭税の特例納付）の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。											
（同左）											